

令和元年度 第5回理事会の開催

令和元年度 第5回理事会が、令和元年12月16日、本会会議室において開催された。本理事会では、決議事項として、「第1号議案 変更認定申請に関する件」、「第2号議案 規程の制定に関する件」、「第3号議案 賛助会員入会に関する件」について諮られ、可決された。次に説明・報告事項として、「1 中間監査結果の報告に関する件」、「2 令和元年台風15・19・21号等に関する件」、「3 政策提言活動等に関する件」、「4 特別委員会に関する件」、「5 部会委員会に関する件」、「6 獣医学術学会年次大会に関する件」、「7 第22回アジア獣医師会連合大会（福岡）に関する件」、「8 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）」、「9 その他」について説明、報告がなされた。さらにその他の報告・連絡事項として、「1 当面の主要会議等の開催計画に関する件」、「2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件」が説明された。第5回理事会の議事概要は下記のとおりである。

令和元年度 第5回理事会の議事概要

I 日時：令和元年12月16日(月) 14:00～17:30

II 場所：日本獣医師会 会議室

III 出席者：

【会長】 藏内勇夫

【副会長】 砂原和文、村中志朗
境 政人（兼専務理事）

【地区理事】 高橋 徹（北海道地区）
浦山良雄（東北地区）
鳥海 弘（関東地区）
安田辰巳（東京地区）
宮野浩一郎（中部地区）
玉井公宏（近畿地区）
木原敏博（中国地区）
篠原公七（四国地区）
草場治雄（九州地区）

【職域理事】 佐藤れえ子（学術・教育・研究）
大林清幸（小動物臨床）
横尾 彰（家畜共済）
仲山美樹子（家畜防疫・衛生）
加地祥文（公衆衛生）
佐伯 潤（動物福祉・愛護）
栗本まさ子（特任）

【監事】 宇佐美 晃、小山田富弥、柴山隆史

【オブザーバー】 酒井健夫（顧問）

【欠席】 西川治彦（産業動物臨床）

IV 議事：

【決議事項】

第1号議案 変更認定申請に関する件
第2号議案 規程の制定に関する件
第3号議案 賛助会員入会に関する件

【説明・報告事項】

- 1 中間監査結果の報告に関する件
- 2 令和元年台風15・19・21号等に関する件
- 3 政策提言活動等に関する件
- 4 特別委員会に関する件
- 5 部会委員会に関する件
- 6 獣医学術学会年次大会に関する件
- 7 第22回アジア獣医師会連合大会（福岡）に関する件
- 8 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）
- 9 その他

【その他の報告・連絡事項】

- 1 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- 2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

V 会議概要：

【開 会】

事務局から定款第41条に規定された定足数を満たし、本理事会が成立することが報告され、開会した。

【会長挨拶】

1 冒頭、藏内会長から大要次の挨拶がなされた。

「役員各位におかれては、年末でご多忙のところ令和元年度 第5回理事会に出席いただき、また、年内の業務執行に多大なご理解、ご支援を賜り改めて厚くお礼申し上げます。

本年を振り返ると災害の多発した1年であり、被害に遭われた多くの方々と動物に対し改めて心からお見舞いを申し上げるとともに、引き続き地域の復興支援の取組みに努めたい。

また、各地区で開催された地区大会へは、会長就任以来はじめて全地区に出席することが叶い、各地区で温かく迎えていただき、有意義な意見交換をさせてい

ただいた。このことは各地区理事の支援によるものであり心より感謝申し上げる。

一方、6月の国会における動物愛護管理法の一部改正、さらに愛玩動物看護師法の成立により、念願であった販売用犬猫へのマイクロチップの義務化、動物看護師の国家資格化が制度化された。今後、本法律が国民のニーズに応えた運用がなされるよう本会組織の強化とともに、関連事業への取組み推進に努める必要がある、引き続き理事各位の支援をお願いしたい。

なお、10月にフィリピンで開催されたアジア獣医師会連合（FAVA）代表者会議において、27年ぶりにわが国でFAVA大会を開催することが満場一致で決定され、2022年に福岡県での開催準備を進めているところである。

その他、勤務獣医師の処遇改善、女性獣医師に対する就業支援、CSF等の感染症対策等についても、地方獣医師会と連携を密にして対応する必要があると考えている。

本日の午前中に監事により上期の中間監査を実施していただいた。今後とも監事各位の指摘等も踏まえながら、引き続き地方獣医師会と一丸となって、昨年6月の総会で議決いただいた事業を着実に推進するという使命を遂行できるよう理事各位に重ねてお願い申し上げ、会長としての挨拶とさせていただきます。」

2 定款第40条の規定に基づき、藏内会長が議長に就任し、以下の議事が進められた。

【議決事項】

第1号議案 変更認定申請に関する件

境副会長から、本会の災害対策事業については、今後も頻繁に起こり得る災害の発生時に備え、行政庁に本会の公益目的事業として追加する変更認定申請を行うこと、併せて承認の決議の後、行政庁からの指摘等により変更申請に修正等の必要性が生じた場合は、議案の趣旨を損なわない範囲で対応し、会長に一任することについて理事会の承認が求められ、異議なく可決された。

第2号議案 規程の制定に関する件

境副会長から、第1号議案の変更申請に伴い、「日本獣医師会緊急災害時動物救護支援事業規程」を制定すること、併せて本規程制定に際し、修正等の必要性が生じた場合は、議案の趣旨を損なわない範囲で対応し、会長に一任することについて理事会の承認が求められた。

質疑応答として、①規程の名称については緊急でない災害はないので「緊急」を削除する他、規程内の説明的な文言の削除、用語・様式の統一等、細部にわたる見直しが必要である。②規程の第12条について、別表3に

ある被災地域における獣医療提供体制の復旧支援に係る費用は、活動を行う地方獣医師会にとって極めて重要であり、災害支援に公平性と透明性を期すためにも別表の改正は理事会の承認事項とすべきである旨の意見が出された。

これに対して、境副会長から、①については再度詳細に確認の上、内閣府の指導も得て適切な名称、表現等に修正したい、②については、但し書きの一文を削除し、別表の改正についても理事会の承認を得よう修正したい旨説明がなされた後、可決された。

第3号議案 賛助会員入会に関する件

境副会長から、入会申込みのあった学生個人会員3名について入会の可否が諮られた後、異議なく可決された。

【説明・報告事項】

1 中間監査結果の報告に関する件

柴山監事から、監査報告（平成31年4月1日から令和元年9月30日までの令和元年度上半期終了時における理事の職務の執行状況）として、①理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査した。②当該事業年度上半期に係る事業報告、会計帳簿または関係資料の調査による当該事業年度上半期に係る計算書類を検討した。③事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。理事の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められない。計算書類は法人の財産及び損益の状況を全て重要な点において、適正に示しているものと認める旨報告された。なお、①獣医学術学会年次大会については、動物看護師と併せ、地方獣医師会へ会員獣医師の参加、動員要請を検討いただき、実施の際は早期に各地方獣医師会に依頼すること、②災害時の指定寄附金や協賛金については、幅広い用途に活用される可能性があることを周知した上で募集すること、③災害時に複数の地域が同時に被災した場合、被災地が相互に支援するような事例も考慮し、支援の相殺等について検討すること、④JRAの助成事業のアジア地域臨床獣医師等総合研修事業における研修生1名が研修途中で帰国したため、一定額の返還がなされたが、今後とも、助成金の有効活用に努めることを依頼した旨説明がなされた。

2 令和元年台風15・19・21号等に関する件

境副会長から、被災した各県ごとの会員施設及び自宅

等の被害状況、会員病院・避難所での被災動物への対応状況、支援要請等の状況に加え、本会が支援要請を受け、「令和元年台風15・19・21号等被災動物救護活動等支援金」を設置し、地方獣医師会へ募金の支援を依頼したことが説明された。なお、従来、一般市民からの支援はペット災害対策推進協会あてに送金するよう依頼していたが、協会がその役目を終え、12月末で解散することから本支援金あてに送金していただくこととした。また、支援金の使途は動物救護活動等の推進確保、獣医療提供体制の復旧支援であるが、募金状況を踏まえ、緊急災害時動物救護対策事業の強化に充てることとし、残金を九州災害時動物救援センターの管理経費等に充当したい旨説明がなされた。

質疑応答として、①避難所で屋内に入れず、屋外の駐輪場に繋がれた高齢犬が風雨にさらされ、死亡した事例等は、今後の環境省への要請等も考慮し、本会で広く情報収集し、取りまとめに努める必要がある。②今回の災害では、行政側が避難所での犬猫との同行避難を断わった事例の他、河川の氾濫により溺死した犬猫の死体が段ボールに詰められ、災害ゴミとして扱われた事例等もあり、これらは獣医師会として改善を求めるよう活動する必要がある。

これに対して、境副会長から①については、このような事例は被災地域の地方獣医師会もしくは、県を中心とした動物救援本部で個別に取りまとめを行うものと思われ、本会ではそれらの情報を個々に提供いただき対応したい旨説明がなされた。

3 政策提言活動等に関する件

境副会長から、①10月25日付け公明党獣医師・動物看護師議員懇話会あて、10月31日付け自由民主党畜産振興議員連盟あて、12月付け自由民主党獣医師問題議員連盟会長、幹事長、事務局長あてに日本獣医師連盟と連名で「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する要請」について、②10月29日付け文部科学省高等教育局長あて「獣医学教育の改善（整備・充実）」について、③12月4日付け農林水産省消費・安全局長あて「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実」について、④12月4日付け環境省自然環境局長あて「動物愛護・管理施策等の整備・充実」について、⑤厚生労働省健康局長及び同省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全審議官あて「人と動物の共通感染症対策の整備・充実」について、それぞれ要請活動を実施した旨が説明された（要請内容は、本誌65頁参照）。

質疑応答として、①都道府県の公務員獣医師の初任給は、私立の獣医学系大学の高額な授業料に見合う額でないため、「医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措

置等による公務員獣医師及び産業動物獣医師の処遇改善」を強く要請すべきである。②災害時の動物救護活動については、市町村により温度差があるため、今後、環境省が平時から指導的な立場で取り組むよう追記願いたい。③従来、環境省では、平時の災害対応の取組みの一環である地方自治体同士の広域的な支援訓練等に対する予算措置等は行っていなかったが、今回、奈良県において同省の主催により避難所を運営する際の課題に対するシミュレーション等を内容とする研修会を開催することとしており、これまでの本会の要請に応えた方向で取り組みを進めている。④動物愛護管理法の改正に基づき獣医師が動物虐待の事例を通報する際、どの部署が担当窓口となるのか。⑤家畜保健衛生所の職員は、CSFの防疫対応に大変苦慮している一方、農家では鳥インフルエンザと同様、野生動物であるイノシシからの感染を危惧しており、引き続き野生動物対策を踏まえた防疫施策の推進等の要請をお願いしたい等の質疑、意見が出された。

これに対して、①については、藏内会長から日本獣医師連盟と連携して対応したい。②については、境副会長から環境省の策定したガイドラインには平時の対応も記載されているが、ご指摘の包括的な要請についても考慮したい。④については、境副会長から県庁の生活衛生部局等、動物愛護を所管する部局若しくはその出先機関である動物愛護センター等となる旨が説明された。

4 特別委員会に関する件

(1) 境副会長から、マイクロチップ普及推進検討委員会及び“*One Health*”推進特別委員会について、次のとおり説明がなされた。

ア マイクロチップ普及推進検討委員会については、9月30日に第2回の委員会を開催し、今期の検討課題である改正動物愛護管理法に係る対応方針及び要請事項、地方獣医師会による狂犬病予防事業に係る登録業務等の一括受託、アニマルクラスター構想について協議した。その中で、全国すべての市町村が指定登録機関に対し犬の登録事項の通知を一律で申請するかどうかは不明であること、地方獣医師会が市町村から県内の犬の登録を一括受託すれば日本全体の予防体制を確立できること、マイクロチップの装着証明書、登録証明書等の発行に即時性を求めるなら省令で電子書面による手続きを認める必要があること、マイクロチップを装着した獣医師が登録申請を代行することにより事務手続きの効率化が図れること、マイクロチップの登録事業とアニマルクラスター事業は全く別個の事業であり、指定登録機関のデータベースも分ける必要があること、狂犬病予防事業を一括受託している神戸市獣医師会にヒアリングを行い、その状況を把握する必要があるこ

と、全国的に集合注射は廃止し、動物病院での個別注射に移行する傾向がある一方、離島やへき地などは集合注射が必要不可欠であること、地方獣医師会が手続き事務も受託するならば市町村は歓迎すると思われること、ペットショップの社員である獣医師がマイクロチップを装着し作成した証明書を、その会社の証明書として使用することに違和感があること、アニマルクラスターの中に、お薬手帳のような機能を付加することにより獣医師会の事業としての意義が明確になること、高齢化社会における犬猫の譲渡受入希望者に対する年齢制限等を踏まえ、アニマルクラスターに飼養が困難となった際の保険等の事業を考慮する必要があること等の意見が出された。本日の委員会の検討内容は、環境省中央環境審議会動物愛護部会の専門委員である佐伯部会長から、5月に開催される同部会において本会の意見として具申いただく予定である。

イ “One Health” 推進特別委員会については、11月19日に第1回の委員会を開催し、まず、①中央・地方における医師会、獣医師会による連携シンポジウムの具体的なプログラムについて協議した。その中で、近年のエキノコックスの事例等、動物の移動等を踏まえた感染地域拡大等の情報共有、医師の初期対応で回復が見込めたと思われる共通感染症による人の死亡事例、家畜の飼養頭数と関連のある食中毒の多発事例の他、ジビエの生食等、今後とも、共通感染症の課題は医師との連携が不可欠であること、野生動物をテーマとする場合、野生動物の専門家の参加が望まれること、第22回FAVA大会で新たな展開を模索する等、マンネリ化の打破、行政を巻き込んだ市民向けの取組み推進、環境に関する内容の充実、World One Health Congress等、国内外の先進的な情報収集が重要であること等の意見が出された。次に②中央・地方におけるOne Health推進に関する具体的な活動内容について協議し、動物病院内での人に対する院内感染の危険性の認識の共有が重要であること、各地方獣医師会に対し、One Health委員会や感染症委員会等の設置、活動状況の調査が必要であること等の意見が出された。続いて、③地方における医師会、獣医師会、地方行政機関等の連携によるOne Health推進体制の構築及び具体的な活動について協議し、将来に向けた活動の維持・発展のため都道府県に要となる部署を設け、委員会を設置し、これに獣医師会と医師会が参画して、連携を図る必要があること等の意見が出された。さらに、④WVA、FAVA、OIE等との連携活動の推進として、第22回FAVA大会における大会の組織委員会委員の人選等、今後の進め方につい

て説明し、了承された。

5 部会委員会に関する件

(1) 境副会長から、各部会委員会の開催状況が紹介された後、各担当部会長である職域理事等から次のとおり説明がなされた。

ア 佐藤理事から次のとおり説明がなされた。

獣医学術部会の学術・教育・研究委員会については、10月21日に第23回委員会を開催し、猪熊委員が副委員長に選任された後、今期の検討テーマについて協議した。

まず、①獣医学術学会年次大会の役割と今後の活動計画については、事業実施の受託を希望する地方獣医師会が期待できない現状で、令和元年度は本会直轄で都内での開催となった。しかし、関係者からは近い時期に首都圏で大規模な学会が開催される等の課題を踏まえ、従来どおり地方での開催を望む声もあり、今後、ワーキンググループを設置し、課題を整理して検討を進めることとしたい。次に②獣医療における認定・専門獣医師制度の創設に向けた実施体制の整備については、本課題を検討する特別委員会である、総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会での、認定獣医師、専門獣医師の定義等、その方向性を踏まえた上で、本委員会を検討することとしたい。さらに③獣医学教育の整備充実に向けた支援については、現在検討されている、コア・カリキュラムの改訂を踏まえ、検討する予定である。

イ 横尾理事から次のとおり説明がなされた。

産業動物臨床部会の産業動物臨床委員会については、9月30日に第28回委員会を開催し、今期の検討テーマについて協議した。まず、①次期獣医療提供体制整備基本方針に向けた対応については、本方針へ農場管理獣医師制度の構築を盛り込むこと、大学教育、獣医師の採用等の課題、それらを踏まえた将来の農場管理獣医師制度の確立等重点事項を明確に記載すること、需給問題は地域偏在と職域偏在という明確な要因を踏まえた対策を示すこと、疾病の原因究明等の実施についても高度獣医療に関連させて指針へ記載すること等の意見が出された。次に②将来の産業動物診療体制のあり方については、新たな農業共済制度を踏まえ、今後、宮崎県農業共済組合のように生産性の向上に係る事項を主軸とした事業に取り組む必要があること、また、③農場管理獣医師制度の確立と運用のあり方については、本制度は必要だが、現状は制度の確立より獣医師の確保が急務であること、本課題は新たな制度を構築するのではなく、現在、その農場に常日頃から関与し、一

般診療を基本として生産獣医療，行政との連携等にも携わる獣医師を農場管理獣医師と位置付けるとすること等の意見が出された。さらに④農林水産省担当官から，獣医師が遠方まで毎回1本の注射薬を打つために往診に出かけるのは非効率的であり，獣医師の負担軽減等を考慮し，家畜共済制度の「薬治」に注射薬の追加を検討している旨説明され，本件についての意見が求められた。委員からは「薬治」に一定の条件は考慮する必要があるものの，その方向性で良い旨意見が出された。

ウ 加地理事から次のとおり説明がなされた。

家畜衛生部会・公衆衛生部会の家畜衛生・公衆衛生委員会については，10月30日に第5回委員会を開催し，今期の検討テーマについて協議した。まず，①公務員獣医師の処遇改善及び業務改善のあり方とその推進強化については，福岡県で獣医師職給料表が導入されたが，多くの自治体では従来どおり初任給調整手当の改善等に取組みを進めている。一方，徳島県知事が本給料表の創設に前向きな意向を示していると仄聞しており，創設が実現した後，四国のその他3県が追従することを期待している。このような状況を踏まえ，今後，本委員会で獣医療職の給料表の導入へ取組みの方向の一本化を明示し，全国に波及させたいと考えている。次に②学生体験型家畜衛生・公衆衛生実習とインターンシップ同実習のガイドライン及びマニュアルの策定については，文部科学省の委託事業として構築された，家畜衛生・公衆衛生実習における自治体等への学生受入システムである，VPキャンプが今年度で事業年度を終了するため，獣医系大学間獣医学教育支援機構へ移行できるよう同省への予算要求を実施するとともに，今後，支援機構と連携しながら本課題への取組みを進めたい。

続いて，仲山理事から補足して，学生の実習受入れについては，自治体等受入れ現場の実情を踏まえた方向で推進する必要がある旨補足説明がなされた。

エ 佐伯理事から次のとおり説明がなされた。

動物福祉・愛護部会の動物福祉・愛護委員会については，10月1日に第2回委員会を開催し，小林委員が副委員長に選任された後，千葉県獣医師会における令和元年台風15号による被災対応について報告が行われた。続いて今期の検討テーマについて協議し，まず，①緊急災害時動物救護活動と獣医療提供体制復旧支援の取組みについては，災害動物医療研究会の開催したVMAT講習会の受講者についても地方獣医師会を通じ申請すれば日本獣医師会会長名の修了証を発行する方向で進めること，VMAT

においては，VMATを組織的に運用するのが地方獣医師会であり，講習会の修了者をVMATリストとして管理するのが日本獣医師会という役割分担とすること，前期委員会で開催することとした全国防災担当者会議については「第3回動物福祉・愛護委員会（公開型拡大会議）」として，令和元年度獣医学術学会年次大会に併せて開催し，地方獣医師会の災害対応状況に係るアンケート調査結果等について意見交換を行うこととされた。なお，②環境省中央環境審議会の動物愛護部会については，これまで委員として出席してきたが，災害時のペットとの同行避難に対する各自治体での対応の相違の他，今般の動物愛護管理法の改正に基づく動物虐待を通報する際の受入窓口の明確化等具体的な体制整備についても要望している。

オ 境副会長から次のとおり説明がなされた。

職域総合部会の総務委員会については，11月28日に第23回委員会を開催し，林委員が副委員長に選任された後，今期検討テーマについて協議した。まず，①日本獣医師会，地方獣医師会及び地区獣医師会連合会との役割，業務等の分担については，獣医学術地区学会の運営の課題について，本会が内閣府公益認定等委員会と懸案事項を協議する一方，委員には地方獣医師会，地区獣医師会連合会における課題，取組みのあり方についての意見等を依頼し，検討に資することとした。また，②地方獣医師会における休会制度等，入会金，会員組織率の向上対策については，地方獣医師会の休会制度等への取組み状況を調査した上で，本会における80歳以上の構成獣医師の会費免除等と同様の対応を検討したい。

カ 栗本理事から次のとおり説明がなされた。

職域総合部会の個別委員会である女性獣医師活躍推進委員会については，9月20日に第1回委員会を開催し，仲山委員が副委員長に選任された後，今期対策の進め方について協議した。まず，①雇用者等の理解醸成については，令和元年度獣医学術学会年次大会で開催するシンポジウムについて検討し，小動物臨床分野の雇用者に対する働き方改革に伴う新たな雇用制度の紹介が望まれること，開催日は地区学会賞受賞講演と重なっているため，講演の審査員や関心を持つ獣医師が参加できるよう日時の変更を依頼したいこと，シンポジウムは，会員獣医師のみではなく，出産等で退会された獣医師等が参加できるよう市民公開とすること，講演内容はホームページ上で動画配信するので，その後も広く活用できるように講演をお願いしたいこと等の意見が出された。次に②仕事を続けやすい環境づくりについては，雇用者向けの手引書を作成すること，③獣医学

生の理解醸成については、獣医学生向けセミナーを例年どおり開催すること、④獣医系大学の女性教員数のアンケートの依頼については、大学の男女共同参画室あてに取組みの調査依頼をすること、⑤男性中心型の制度・慣行見直しのはたらきかけについては、産業動物臨床分野での課題等は農林水産省に対応を依頼したが、引き続き他分野を含め、はたらきかけを行っていく必要があること、⑥求人情報については、人材バンクの設置、運営が困難なため、ホームページの見直しに際し、人材募集ページの掲載情報の改善等について委員会から意見を述べることとした。なお、本シンポジウムへの積極的な参加及び女性獣医師のポータルサイトへの協力等本活動に対する一層の支援を依頼したい。

6 獣医学術学会年次大会に関する件

境副会長から、令和元年度については、令和2年2月7日(金)～9日(日)、東京国際フォーラムにおいて本会直轄で開催するが、登録者が12月12日現在で382名であるため、事前登録の受付期間を令和2年1月10日まで延長したので、理事・監事各位におかれても改めて会員獣医師の参加促進に尽力願いたいこと、令和2年度については、令和3年1月22日(金)～24日(日)、神戸国際会議場、神戸国際展示場で開催予定であることが説明された。

質疑応答として、講演要旨集における「豚コレラ」の用語の取扱いについて質疑があり、境副会長から農林水産省の指導で「豚コレラ」は一律「CSF」に統一されたが、一般の者にも分かりやすいよう「CSF(豚コレラ)」と表記する予定である旨回答がなされた。

7 第22回アジア獣医師会連合大会(福岡)に関する件

境副会長から、第22回アジア獣医師会連合大会については、10月16、17日にフィリピンのボラカイで開催されたFAVA代表者会議にて、満場一致で日本での開催が決定され、令和4年11月12～16日の5日間、福岡県のヒルトン福岡シーホークでの開催を予定している。日程としては、開催規程に基づき第1、2日目にFAVA代表者会議を、3日目より大会を開催する予定である。なお、第1、2日目に獣医学術九州地区学会・大会または本会の獣医学術学会の他、医師会・獣医師会連携シンポジウム、東アジア三カ国シンポジウム等の同時開催も検討したい。開催スケジュールとしては、令和2年1月中旬に第1回組織委員会を開催、7月に基調講演者、主な招待講演者、来賓等を決定、8月にホームページを立ち上げ、10月に第21回大会で概略の発表とブースを設置して広報、令和3年8月にプログラムを確定、9月に事前登録及び寄附金、協賛金の募集等を開始、令

和4年7月に発表申込みを締め切る予定である。大会の運営組織としては、藏内会長に大会長に就任いただく一方、副会長3名、酒井顧問、本会の学会関係者、獣医師国際交流推進委員会委員の他、日本獣医学会、OIEアジア太平洋地域事務所、動物衛生研究部門、国立感染症研究所の代表者、地元福岡県獣医師会の草場会長、野原副会長、今村専務理事にも参画いただき、組織委員会を発足したい。なお、組織委員会の下にプログラム委員会、財政委員会、社交委員会等を設置する予定である旨説明がなされた。

8 職務執行状況に関する件(業務運営概況等を含む)

境副会長から、令和元年9月1日以降11月30日までの業務概況等について説明がなされ、その中でペット災害対策推進協会については、これまで実施してきた災害に対する支援金の募集の代行業者について、内閣府へ数度にわたり公益認定申請をしたが認められず、その間、本会が「災害時動物救護の地域活動ガイドライン」を策定し、災害時における環境省、地方自治体、地方獣医師会等の連携体制も構築される一方、本会が災害時に広く支援金を募集している状況下において協会はすでに使命を終えており、12月末日をもって解散することとされた。なお、災害時におけるペットフード及びペット用品等の物資の支援については、関係団体が任意の組織を発足させ、対応する旨が補足説明された。

【その他報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

境副会長から、当面の関係会議等の開催日程について説明がなされた。

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

境連盟会計責任者から、次のとおり報告がなされた。

動物愛護管理法の一部改正及び愛玩動物看護師法の制定については、法律の運用の準備を進めているところである。まず、動物愛護管理法については、第一種動物取扱業者の遵守基準及び出生後56日を経過しない犬の販売等の制限は2年後に施行、マイクロチップの装着・登録義務は3年後に施行、虐待の通報等その他については来年の6月までにそれぞれ施行される。現在、本会と同様、マイクロチップの指定登録機関を目指している業界団体等もあり、本会を含め複数の団体が指定された際には、連携体制を構築する必要がある。

また、愛玩動物看護師法については、令和4年6月までに施行されるが、12月1日に省令が施行され、指定試験機関の公募が開始された。現在、動物看護師統一認定機構が申請作業を進めていると仄聞している。試験については、本法施行後、大学等の既卒者等に対しては講

習会，未就学者等で5年間の実務経験者に対しては講習会を実施した後に予備試験が実施され，講習会修了者及び予備試験合格者に対して国家試験が実施される予定である。これらの特例措置は法律の施行後5年間で終了する。本会も講習会，予備試験，国家試験の実施に際して支援する必要があると考えており，その際は地方獣医師会にも協力をお願いしたい。

なお，先ほどの報告のとおり与党あるいは各省庁に要請活動を実施しているが，環境省においては「動物愛護管理基本方針」，農林水産省においては「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」について10年

毎の見直しが進められており，必要に応じて要請活動を実施したい。12月20日に開催される業務運営幹部会の終了後，日本獣医師会及び日本獣医師連盟の役員が関係省庁へ年末の挨拶に来庁するが，このような機会を捉え，必要に応じて要請等政策実現に向けた取組みを推進したい。

【閉 会】

藏内会長から全ての議案が終了した旨報告され，円滑な議事進行への協力にお礼が述べられた後，事務局から閉会が告げられた。